

免許証再交付申請

- 1 申請書の記載事項に誤り又は記載漏れはないか。
イ 本籍、住所、氏名、生年月日、登録番号、登録年月日に記載漏れはないか。
ロ 再交付の事由に誤りはないか。
ハ 申請年月日は脱漏していないか。
- 2 破損の理由により再交付を申請する場合は破損した免許証が添付されているか。
- 3 申請書には定められた手数料に相当する額の愛知県収入証紙が添付されているか。又、不正使用の疑いはないか。
イ 額の不足はないか。
ロ 申請者が消印していないか。
ハ 毀損又は汚損していないか。

籍訂正・免許証書換え交付申請

- 1 免許証は添付されているか。
- 2 戸籍謄本又は戸籍抄本が添付されているか。
- 3 申請書の記載事項に誤り又は記載漏れはないか。
イ 本籍、氏名、及び生年月日は戸籍謄本又は戸籍抄本と合致するか。
ロ 訂正事項及び訂正事由に誤りはないか。
ハ 申請年月日は脱漏していないか。
- 4 申請書には定められた手数料に相当する額の愛知県収入証紙が添付されているか。又、不正使用の疑いはないか。
イ 額の不足はないか。
ロ 申請者が消印していないか。
ハ 毀損又は汚損していないか。
- 5 戸籍謄本又は戸籍抄本は申請の事由を証する書類として適当であるか。又、不備な点はないか。
イ 何時、どのような理由により、誰の戸籍から入籍等したものであるか等が明らかであるか。
ロ 本籍及び筆頭者氏名の記載により正しく戸籍が表示されているか。
ハ 謄本又は抄本であること及び認証する旨が明記されているか。
- 二 認証者の職氏名及び職印は脱漏していないか。
ホ 発行後6か月を経過していないか。
- 6 申請書は変更を生じた日の翌日から起算して30日以内に提出されているか。
(遅延している場合は遅延理由書を添付のこと。)

申請基準

籍まつ消申請

- 1 申請書の記載事項に誤り又は記載漏れはないか。
 - イ 申請者の住所、氏名、死亡又は失そう宣告を受けたことのあるときは、登録者との続柄に記入漏れはないか。
 - ロ 登録者の氏名、生年月日、登録番号及び登録年月日に漏れはないか。
 - ハ まつ消の理由及び死亡又は失そう宣言を受けたことのあるときは、その年月日に漏れはないか。
- 2 免許証は添付されているか。
(亡失等により添付できない場合は申立書を添付のこと。)
- 3 死亡又は失そう宣言を受けたことのあるときは、死亡診断書、死体検査書又は除籍の謄(抄)本が添付されているか。
 - (1) 死亡診断書又は死体検査書は、死亡年月日及び記入医師の印に漏れはないか。
 - (2) 除籍謄本又は抄本である場合
 - ア 謄(抄)本であること及び認証する旨が明記されているか。また、認証者の職名及び職印は脱漏していないか。
 - イ 何時死亡又は失そう宣言を受けたかが明らかであるか。
 - ウ 発行6か月を経過していないか。
- 4 死亡又は失そう宣言を受けたことのあるときは、申請書は原因が生じた日の翌日から起算して30日以内に提出されているか。